

新型コロナウイルス感染拡大における社会教育行政の対応や現状について

<新型コロナウイルス感染拡大による施設対応などの経緯>

時系列	状況
平成31年度 1月下旬	感染が徐々に拡大しはじめたため、社会教育施設を含めた市内センターで実施される予定であった講座や事業などを感染防止対策として中止が相次ぐ。
2月頃	徐々にサークル内でも新型コロナの感染拡大をうけて、利用を控える団体が出てくるが、基本的には通常通りサークルなどは利用している。 公民館やコミュニティ施設も通常通りの貸出をしていたが、感染拡大防止の対応を行う。(このころから徐々に感染予防対策のための関連品が手に入らなくなっている)
2月26日	国の新型コロナウイルス感染症対策本部より基本方針が示されたことにより、市としての考え方を踏まえ、臨時のセンター長会議を開催。 施設は臨時閉館しない方向性であること、感染予防のためサークルの活動を自粛した場合の対応をについてすり合わせを行った。
2月28日	市の対策本部会議を受けて臨時センター長会議を開催。 児童館(類似施設含む)、高齢者関係施設(類似施設含む)、プラネタリウム館、郷土資料館を休館、図書館は貸出・返却のみ可、文化会館や公民館、コミュニティ施設については感染予防を行いながら通常通り運営とする。
3月中	感染が拡大しつつある中、白井市以外自治体では公共施設が徐々に臨時休館をしはじめる。 その中でも、少しでも市民の健康増進の支援として開館を続ける。 (市内の感染者が発生していないことがあったのも、開館を続けていた大きな理由の一つ)
3月30日	市内に感染者がいなかったこともあり、公民館等有料施設は貸出を実施していたが、感染拡大に伴い市としても感染拡大をさせないように4月1日より5月中旬まで公民館等の有料施設も臨時休館とする方針を市の対策本部で決定。窓口業務のみ行うこととする。 学校開放も実施しないが、スポーツ施設は野外のため貸出を行う。 ただし、自治会等の総会は市が示す条件をクリアした場合は例外的に使用可とする。
令和2年度 4月1日～	市内の公民館、公民館類似施設など 臨時休館 有料施設の貸出は行わないが、窓口のみは通常通り開館
4月7日	緊急事態宣言が7都府県に宣言される(千葉県はこちら)
4月16日	緊急事態宣言が全国に拡大される
4月中旬	市の分散勤務が開始される。指定管理者にも職員全員が感染のため出勤できないリスクを軽減するため、分散勤務を検討するように依頼。

5月中旬	緊急事態宣言解除の見込みがあるため、公民館の貸館業務は6月からの再開を目指しガイドライン等の準備を行う。
5月14日	39県で緊急事態宣言解除
5月21日	3府県で緊急事態宣言解除
5月25日	全国で緊急事態宣言解除（千葉県はこちら）
6月1日～	公民館等の貸館業務再開。ただし、調理室については当面の間貸出を行わないこととする。
10月1日～	一部利用制限の解除を行う。また、調理室の貸出を再開する。

・新型コロナウイルス感染拡大予防のために公民館等施設で行ったこと

○換気を行うため窓に網戸を設置

利用再開にあたり、換気を行うために窓の開放が不可欠であるが、窓に網戸の設置がない施設があり、換気のために原則部屋の1箇所～3箇所に網戸を設置。

○飛沫感染を防ぐためにロールカーテンを設置

利用者や職員の感染リスクを軽減するために、窓口や図書カウンターにロールカーテンを設置

○消毒薬（アルコール）が入手しにくい時期の支援

市内の事業者で消毒薬（アルコール）を製造できる事業者があったことから、再開するにあたり優先的に施設で購入できるように支援を行う

○今後の対応について

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用の予定があります。

・講座や事業について

<平成31年度>

公民館を利用していた団体の発表の場であるフェスティバルを2月末から3月に実施する施設が複数あり、感染拡大防止のため白井駅前公民館、桜台公民館、学習等供用施設については、中止となった。（コミュニティ施設でも中止）

ただ、年度末に近かったので、おおむね公民館で主催していた講座は終了しており、一部の講座のみが中止となった。

<令和2年度>

4月～5月にかけて施設を臨時休館したことから、自主事業の大幅な見直しを行う。どの公民館や類似施設も上半期は、ほぼ講座や事業の実施はされていない。

新しい生活様式に合わせたライフスタイルも慣れてきた下半期には、徐々に講座や事業が再開しはじめる。